

令和7年9月募集

志木市営住宅



申込みについてのお問合せ先

受付場所：埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市役所 3階③番窓口

建築開発課 建築住宅グループ

受付時間：午前8時45分～午後4時30分

（土・日・祝日を除く）

電話番号：048-456-5372（直通）

目 次

1. 案内図	1
2. 募集内容	2
3. 申込み方法及び注意事項	4
4. 申込みから入居までの流れ	5
5. 申込み資格<共通要件>	8
6. 申込み資格<単身で入居を希望の場合>	9
7. 入居収入基準	10
8. 入居予定者の決定方法及び倍率優遇	14
9. 入居資格審査に必要な書類	15
【記入例】市営住宅入居申込書	
<書式>市営住宅入居申込書	

1.案内図

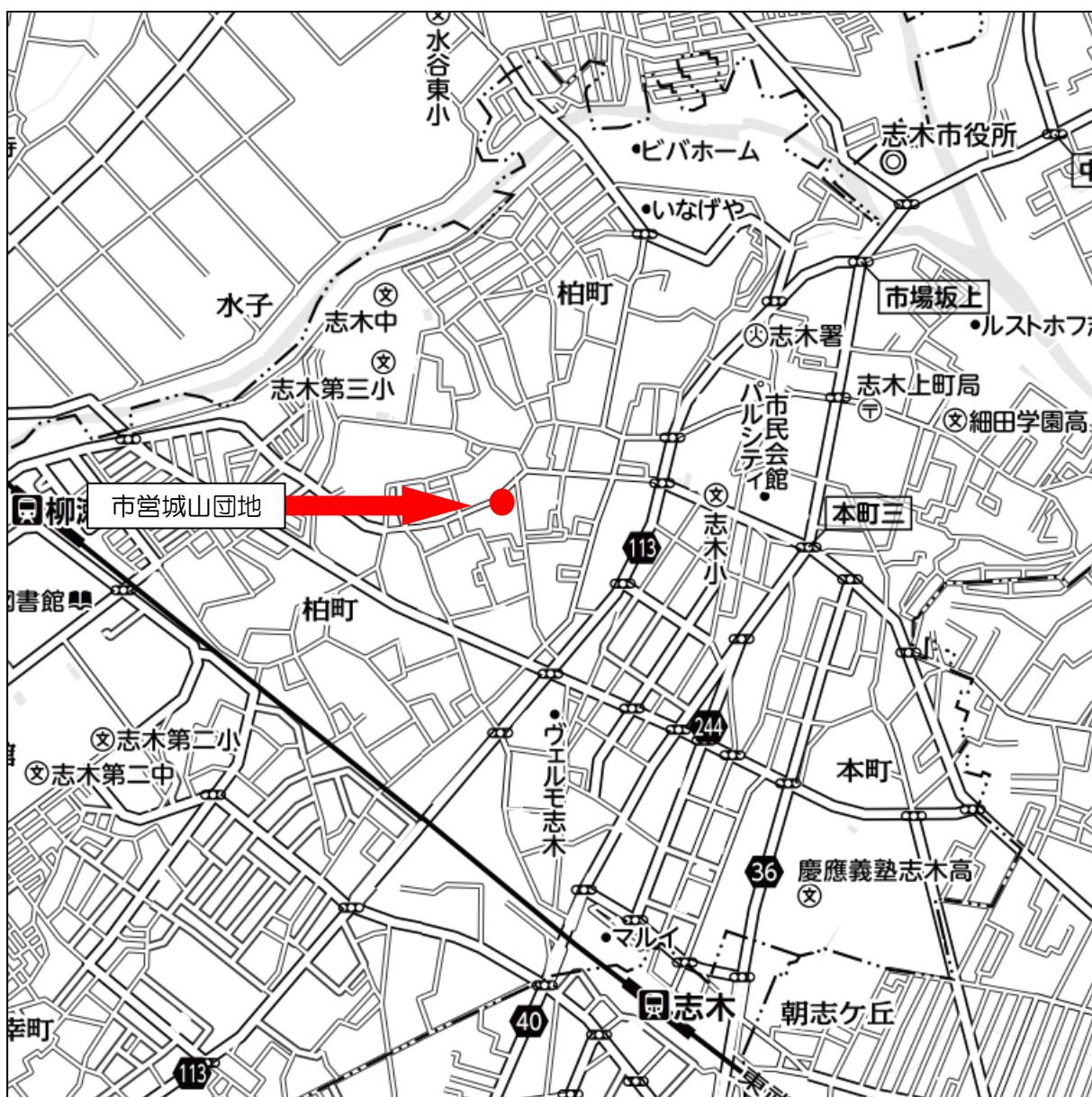
団 地 名：市営城山団地（しろやまだんち）

所在地：志木市柏町3丁目5番5号

交通：【徒歩の場合】

志木駅から 徒歩 約20分

柳瀬川駅から徒歩 徒歩 約20分



2.募集内容

団 地 名：市営城山団地（しろやまだんち）

所 在 地：志木市柏町3丁目5番5号

募 集 戸 数：1戸

募 集 住 戸：1階103号室 ※エレベーターはありません
※駐車場はありません

間 取 り：2DK（和室6帖、洋室4.5、DK）

家 賃：20,300円～39,900円
※入居者の収入状況により変わります。

入 居 時 期：令和7年11月上旬ごろ

受 付 期 間：令和7年9月3日（水）から9月24日（水）まで
午前8時45分から午後4時30分まで
（土・日・祝日は除く）

受 付 場 所：志木市役所 3階③番窓口 建築開発課（郵送可）
埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

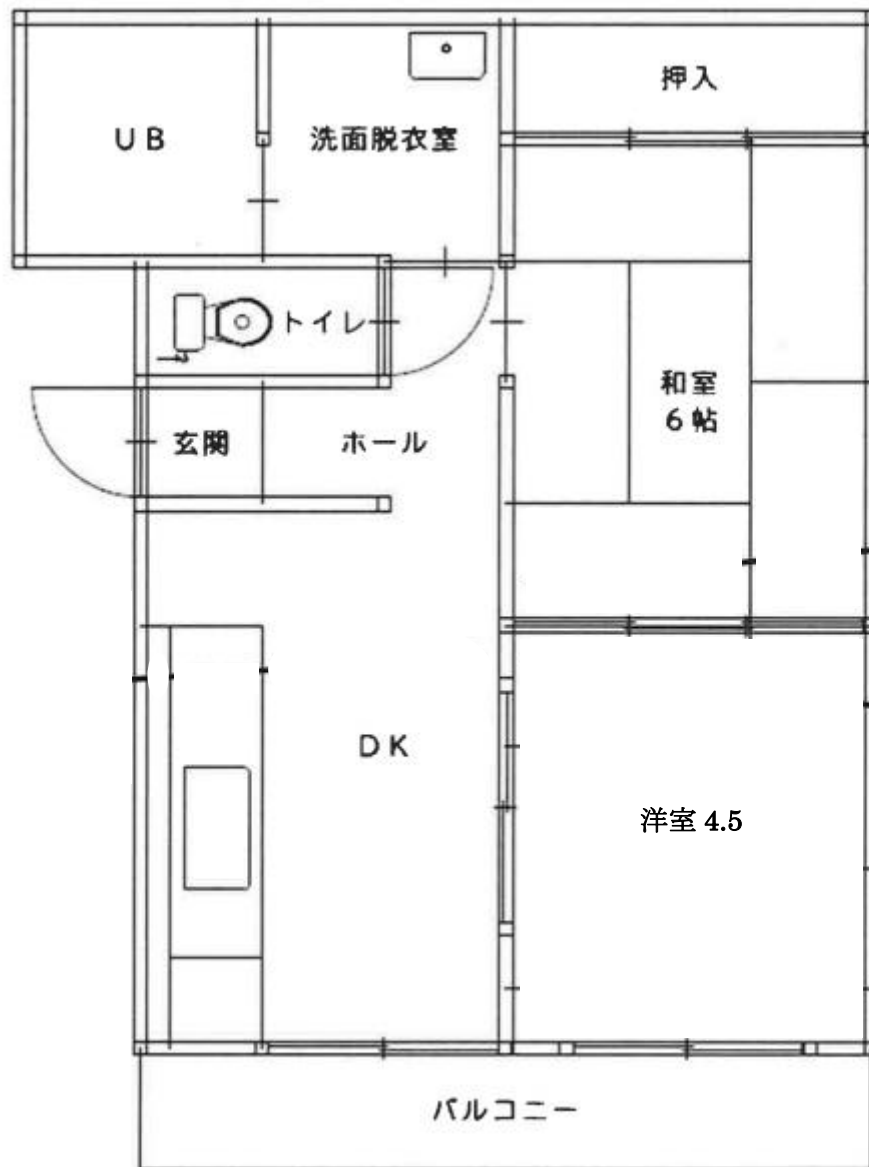
（郵 送 先 ）〒353-8501

志木市中宗岡1丁目1番1号 志木市役所 建築開発課宛
9月24日の消印があるものまで有効とします。



間取り図（参考）

103号室



3.申込み方法及び注意事項

本書をよくお読みのうえ、以下の点に十分注意してお申込みください。

- ①申込み資格等を確認し、十分に検討したうえでお申込みください。
「市営住宅入居申込書」は、しおりの一番後ろについていますので、申請書記入例を必ず確認のうえ、必要事項の記入及び該当する項目や番号を○で囲んでください。
- ②次のような場合は失格となります。
 - ・一世帯で2通以上の申込みをしたとき、または同一人の氏名を2通以上の申込書（同居親族欄に記入しているものを含む）に記入したとき。
 - ・申込み内容に虚偽、誤りがあることが明らかになったとき。
 - ・申込み要件に該当していないのに、申込みをしたとき。
- ③入居期間に期限はありません。
- ④外国人の方が申込みする場合には、下記のいずれかの在留資格を有していることが条件となります。
 - ・永住者及びその配偶者または子
 - ・特別永住者
 - ・日本人配偶者または子
 - ・定住者
- ⑤市営住宅使用料（家賃）は、入居される世帯の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて毎年度決定します。
- ⑥入居手続きの際に、敷金として住宅使用料（家賃）3ヵ月分を納入していただきます。
- ⑦入居の際には、緊急時等連絡先（緊急時に連絡をとることができる者）が必要となります。この時、緊急時等連絡先となる方の印鑑登録証明書を提出していただきます。
- ⑧入居可能日決定通知より14日以内に入居していただきます。
- ⑨階段灯、街灯、共同水道などの電気料金、水道料金及び宅内排水管清掃等に関する費用は、入居者の負担になります。金額は団地によって異なりますが、住宅使用料（家賃）とは別に共益費を団地自治会にお支払いいただきます。
- ⑩犬や猫等、動物の飼育はできません。ただし、盲導犬、介助犬等を必要とされる場合は除きます。
- ⑪入居後、3年が経過した世帯において、収入基準を超過した場合は、住宅の明渡努力義務が生じます。また、5年を経過した世帯で、高額所得者と認定された場合は、一定期間の内に住宅を明け渡していただきます。

4.申込みから入居までの流れ

(1) 申込みから抽せんまで

「申込み資格」等の確認

市営住宅の申込みには一定の条件があります。
詳しくは、「5.申込み資格<共通要件>（8 ページ）」、「6.申込み資格<単身で入居をご希望の場合>（9 ページ）」、「7.入居収入基準（10～14 ページ）」、「8.入居予定者の決定方法及び倍率優遇（14～15 ページ）」を必ずご確認ください。



「申込書」の記入

「市営住宅入居申込書」は、記入例を必ず確認のうえ、必要事項の記入及び該当する項目や番号を○で囲んでください。
記入漏れ、未記入、誤記入、及び読みとれない部分等があると受付できません。
また、資格等を誤って申告されますと失格となりますので、ご注意ください。



「申込書」の提出

申込書は、受付期間内に「建築開発課」までご持参いただくか、郵送してください。郵便の場合は、受付期間の最終日である9月24日までの消印有効となります。

受付期間：令和7年9月3日（水）から9月24日（水）まで
（土曜日・日曜日・祝日は除く）

受付時間：午前8時45分から午後4時30分まで

受付場所：志木市役所3階③番窓口 建築開発課



「受付票」の交付

申込みを受け付けた際に、「市営住宅入居申込受付票」をお渡しいたします。
郵送の場合には、申込書に書かれている住所に返送いたします。

「市営住宅入居申込受付票」には、抽選番号が記載されていますので公開抽選日まで大切に保管してください。



住宅内覧会の開催

今回募集する住宅の内覧会を行います。日程は下記のとおりです。
令和7年9月16日（火）午前10時00分から午前11時30分



公開抽せん

入居予定者を決めるための抽せん会を公開で行います。公開抽せん会の日程は下記のとおりです。抽せん会に出席されなくても、抽せん結果に影響はありません。

令和7年10月1日（水）午前10時00分から

抽せん会場：志木市役所3階 大会議室3-1

（2）当選された場合

抽せん結果の通知

公開抽せんが終わりましたら、抽せんの結果を郵送でお知らせいたします。また、電話での問い合わせも可能です。

令和7年10月8日（水）郵送到着予定 公開抽せん会終了後順次



入居資格審査

「入居資格審査」に必要な書類をしおりの15～16ページまたは、郵送する「市営住宅入居予定者決定通知書」で確認し、期日までに提出してください。

提出期限：令和7年10月22日（水）（予定）

受付時間及び提出場所は、入居申込書の時と同様です。

わからないことがありましたら、お電話等でお問合せください。



入居手続き

審査の結果、合格となった方には、「市営住宅入居承認書」を送付します。

承認のあった日から起算して、10日以内に、敷金の納付を済ませ、「市営住宅入居請書」、「市営住宅緊急時等連絡先通知書」、緊急時等連絡先の方の「印鑑証明書」及び「敷金納付書兼領収書」を提出してください。



入 居

入居手続きの書類が全て整いましたら、「市営住宅入居可能日通知書」を送付いたしますので、通知書に記載の日から14日以内に入居していただきます。

入居予定：令和7年11月中旬ごろ

(3) 補欠となられた方

抽せん結果の通知

公開抽せんが終わりましたら、抽せんの結果を郵送でお知らせいたします。
また、電話での問い合わせも可能です。

令和7年10月8日（水）郵送到着予定 公開抽せん会終了後順次



補欠の有効期間

補欠の方は、当選者が辞退や失格になった場合に「繰上げ当選」となります。
「繰上げ当選」された場合は、その旨の書類を送付しますので、当選者と同じく
前のページ（6ページ）の手続きをしていただき入居となります。

ただし、補欠当選の有効期間は、当選者が入居する日までとなり、その日以降
は落選扱いとなります。なお、入居する日が決まり次第、市から通知します。

5.申込み資格《共通要件》

市営住宅の入居募集に申込みができるのは、以下（１）～（５）のすべての要件に該当する方に限ります。

- （１） 市内に住所又は勤務場所を有し市税を滞納していないこと。
- （２） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）がいる方。
 ※家族を不自然に分離しての申込みはできません。
 ※単身で申込みを希望される場合は、次のページをご確認ください。
- （３） 入居しようとする世帯全員の収入の総額が、下記の収入基準の範囲にあること。

対象世帯	収入基準 (世帯の１ヵ月当たりの収入額)
高齢者・障がい者世帯等（裁量世帯）の場合	０円～214,000円
上記に該当しない世帯（一般世帯）の場合	０円～158,000円

※世帯の１ヵ月当たりの収入額は、10ページから14ページの収入計算の方法により算出した額のことを指します。（実際の収入額とは異なります。）

※世帯の１ヵ月当たりの収入額を基にして、市営住宅の使用料（家賃）が決定します。

※裁量世帯とは、次のページ（9ページ）に記載されている裁量世帯一覧表のいずれかに該当する世帯のことで、収入基準（１ヵ月当たりの収入額）を一般世帯に比べて緩和しています。

- （４） 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
 ※家を所有している方は申込みできません。
 ※公営住宅、その他国及び地方公共団体等の政策住宅に入居、又は老人ホーム等に入居している名義人の申込みは原則としてできません。
- （５） 申込みをしようとする方又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

6.申込み資格《単身で入居をご希望の場合》

単身で申込みをできるのは、前のページの（１）、（３）、（４）及び（５）の他に、次の①及び②の条件を両方満たす方となります。

- ① 下記のア～クのいずれか一つに該当する方。
- （ア）６０歳以上（入居可能日の前日時点）の方
 - （イ）身体障害者手帳の交付を受けていて、等級が１級から４級までの方
 - （ウ）精神障害者保険福祉手帳の交付を受けていて、等級が１級から３級の方
 - （エ）みどりの手帳等の交付を受けていて、等級が（（Ａ））、Ａ、Ｂ、Ｃに該当する方
 - （ウ）戦傷病者手帳の交付を受けていて、特別項症から第６項症まで、又は第１款症の方
 - （エ）原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方
 - （オ）生活保護受給者
 - （カ）海外からの引揚げ者で引き揚げた日から５年未満の方
 - （キ）ハンセン病療養所入所者等
 - （ク）ＤＶ被害者で一時保護又は、保護が終了し５年を経過していない人及び裁判所がした命令の申立てを行った人で、当該命令が生じた日から５年を経過していない人
- ② 自活できる方

裁量世帯一覧表	
高齢者世帯	申込者が６０歳以上で、かつ同居する親族のいずれもが６０歳以上または、１８歳未満の者である世帯
障がい者世帯	申込者または同居する親族に次のいずれかに該当する方がいる世帯 ② １級から４級の身体障害者手帳の交付を受けている ② １級または３級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている ③ （（Ａ））、Ａ、Ｂ、Ｃのみどりの手帳等の交付を受けている知的障がい者
戦傷病者世帯	申込者または同居する親族が戦傷病者手帳の交付を受けていて、障がいの程度が次の①、②いずれかに該当する ① 恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症 ② 同法別表第１号表ノ３の第１款症
原爆被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する用語に関する法律の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚げ者世帯	海外から引揚げ、本邦に引揚げた日から起算して５年が経過していない方がいる世帯
ハンセン病療養所退所者世帯	ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定する方がいる世帯
子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子どもがいる世帯

7.入居収入基準

収入月額計算は、法に則って過去1年間の収入状況を確認して入居資格を審査するために行います。市営住宅へ申込みする場合には、一般世帯では「158,000円以下」、裁量世帯（9ページ参照）では「214,000円以下」でなければなりません。

収入月額の計算方法

収入月額の計算方法は、最初に年間所得金額を求め、次いで収入月額を算出します。年間所得金額は、給与所得者の源泉徴収票や事業所得者の確定申告書に書かれた金額がそのまま年間所得金額となります。また、公的年金の場合は、源泉徴収票や支払通知書の金額を表にあてはめ、年間所得金額を算出します。

（1）年間所得金額の算出

最初に家族全員の年間所得金額を計算します。この年間所得金額とは年間収入金額から所得控除を差し引いた金額のことです。

※家族全員の収入を、個別に計算して合計してください。

※1人で給与と年金の2種類以上収入がある場合は、個別に計算して合計してください。

※1人で二箇所以上から収入がある場合は、それぞれの年収を合計してください。

①年間収入金額の端数処理

年間収入金額を下の表（A）に従って端数を整理します。

表（A）年間収入金額の端数処理

～ 1,618,999 円	端数整理しない
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～6,599,999 円の場合は、金額を 4,000 で除して小数点以下を切り捨て、これに 4,000 を乗じる。 (例) $2,131,987 \div 4,000 = 532.9967 \rightarrow 532$ $532 \times 4,000 = 2,128,000$ 円	
6,600,000 円 ～	端数整理しない

端数処理後年間収入金額

円



算出した金額を表（B）に当てはめてください。

②年間所得金額の計算

端数処理が終わりましたら、端数処理後年間収入金額を表（Ｂ）の右欄の計算式に当てはめて、年間所得金額を算出します。

表（Ｂ）年間所得金額の計算式

端数処理後年間収入金額	合計年間総所得金額（計算式）（円）
～ 550,999 円	年間総所得は「０」
551,000 円 ～ 1,618,999 円	年間収入金額－550,000
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	年間収入金額×0.6＋100,000
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	年間収入金額×0.7－80,000
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	年間収入金額×0.8－440,000
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	年間収入金額×0.9－1,100,000

合計年間総所得金額 円

③課税年金収入（老齢年金・普通年金）から年間所得金額を算出

公的年金の源泉徴収票の支払金額または、年金の支払い通知書合計金額を表（Ｃ）の計算式に当てはめて、年間所得金額を算出します。

表（Ｃ）年金収入から年間所得金額の算出計算式

受給者の年齢	その年の年金額			年間所得金額（円）
65 歳以上		～	1,100,000 円	年間所得金額は「０」
	1,100,001 円	～	3,299,999 円	年金額－1,100,000
	3,300,000 円	～	4,099,999 円	年金額×0.75－275,000
	4,100,000 円	～	7,699,999 円	年金額×0.85－685,000
65 歳未満		～	600,000 円	年間所得金額は「０」
	600,001 円	～	1,299,999 円	年金額－600,000
	1,300,000 円	～	4,099,999 円	年金額×0.75－275,000
	4,100,000 円	～	7,699,999 円	年金額×0.85－685,000

＊受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

・所得金額計算＊所得金額調整控除

給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の合計が10万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で10万円を差し引いた額が給与所得金額となります。

【給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）】－10万円＝給与所得控除後の金額から控除する額

年金による年間総所得金額 円

（２）収入月額算出

まず、前項で算出した年間所得金額を下の収入月額計算式の（Ａ）世帯の年間所得金額に本人の年間所得金額及び家族の年間所得金額を記入してください。次に、その合計金額から①基礎控除（Ｂ）と②特別控除（Ｃ）を差し引きます。（Ｄ）控除後の世帯所得を１２ヵ月で割った金額が（Ｅ）世帯の収入月額となります。

収入月額計算式														
（Ａ）世帯の年間所得金額			（Ｂ）基礎控除											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">本人の年間所得金額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">家族の所得金額</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	本人の年間所得金額	+	家族の所得金額				+		-					
本人の年間所得金額	+	家族の所得金額												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">（Ｃ）特別控除</td> </tr> <tr> <td style="height: 60px;"></td> </tr> </table>			（Ｃ）特別控除		-		=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">（Ｄ）控除後の世帯所得</td> </tr> <tr> <td style="height: 60px;"></td> </tr> </table>	（Ｄ）控除後の世帯所得		÷ 12 =	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">（Ｅ）世帯の収入月額</td> </tr> <tr> <td style="height: 60px;"></td> </tr> </table>	（Ｅ）世帯の収入月額	
（Ｃ）特別控除														
（Ｄ）控除後の世帯所得														
（Ｅ）世帯の収入月額														

①基礎控除の算出

基礎控除はすべての世帯にあてはまります。（収入のある配偶者や親族も対象となります。基礎控除は、下記の表から算出し、上記（Ｂ）の基礎控除の欄に記入してください。

表（Ｄ）基礎控除の算出

基礎控除		
ア	親族による控除	申込者本人を除く、同居親族及び遠隔地扶養親族
	380,000 円×	人＝ 円

②特別控除の算出

特別控除は該当する方が入居予定者に居る場合のみあてはまります。次のページの表（Ｅ）を参照し、家族の状況にあわせて特別控除を選択して計算し、上記（Ｃ）の特別控除の欄に記入してください。

③収入月額の算出

次に、式に従い（Ｄ）控除後の世帯所得と（Ｅ）世帯の収入月額を算出します。

表（E）特別控除の算出

特別控除		
イ	給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方
	100,000 円×	人＝ 円（所得金額が 10 万円未満である場合には、当該所得額）
ウ	老人扶養親族	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢が 70 歳以上の方 （扶養親族には同一生計配偶者も含む）
	100,000 円×	人＝ 円
エ	特別扶養親族	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢が 16 歳以上 23 歳未満の方 （扶養親族には、配偶者は含められません）
	250,000 円×	人＝ 円
オ	障がい者控除	申込者本人、同居親族及び遠隔地扶養親族のうち ① 児童相談所等から中度（B）・軽度（c）の知的障がい者と判定された方 ② 2、3 級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ③ 3～6 級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで又は第一款症までの方 ⑤ 入居可能日の前日時点で年齢 65 歳以上で、障がいの程度がア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方
	270,000 円×	人＝ 円
オ	特別障がい者控除	申請者本人、同居親族及び遠隔地扶養親族のうち ① 心神喪失の状況にある方 ② 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で 1 級の方 ③ 児童相談所などから重度（A）、A）の知的障がい者と判定された方 ④ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で 1 級、2 級の方 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第 3 項症までの方 ⑥ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦ 入居可能日の前日時点で年齢 65 歳以上で、障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 ⑧ 常に就床を要し複雑な介護を要する方
	400,000 円×	人＝ 円
カ	寡婦控除	所得者本人が、①から③のいずれかに該当し、かつ、アからウの要件すべてに当てはまる方 ① 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 ② 夫と死別してから婚姻をしていない方 ③ 夫の生死が明らかでない方 ア ひとり親に該当しないこと イ 合計所得金額が 500 万円以下であること ウ 所得者本人と事実婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
	270,000 円×	人＝ 円（所得金額 27 万円未満の場合は当該所得額）

キ	ひとり親控除	所得者本人が、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、次の要件すべてに当てはまる方 ① 生計を一にする子供（所得金額 48 万円以下）がいること ② 合計所得金額が 500 万円以下であること ② 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
	350,000 円×	人＝ 円（所得金額 35 万円未満の場合は当該所得額）

8.入居予定者の決定方法及び倍率優遇

（１）入居予定者の決定方法

申込者が募集戸数を下回った場合には、申込者全員を入居予定者とします。
また、申込者が募集戸数を上回った場合は、公開による抽せんにより入居予定者を決定しますので、希望者は参観することができます。

（２）倍率優遇

抽せんにおいて、次の（ア）～（ク）のいずれかに該当する方は、倍率優遇を受けることができます。※抽せん後の入居資格審査で証明書を添付していただきます。証明ができない場合は、失格となりますのでご注意ください。

（ア）母子または父子世帯において申込者が①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 配偶者と死別した後婚姻をしていない女子または男子で、児童（20 歳未満）を扶養
- ② 離婚した後婚姻をしていない女子または男子で、児童（20 歳未満）を扶養
- ③ 配偶者の生死が明らかでない女子または男子で、児童（20 歳未満）を扶養
- ④ 配偶者から遺棄されている女子または男子で、児童（20 歳未満）を扶養
- ⑤ 婚姻によらないで母となった女子または男子であって、児童（20 歳未満）を扶養

（イ）65 歳以上の高齢者世帯を構成する人、ただし、次の①～③のいずれかに該当する親族のみと現に同居し、または同居しようとする方

- ① 配偶者（内縁関係にある方及び婚約者を含みます。）
- ② 18 歳未満の親族
- ③ おおむね 60 歳以上の親族

（ウ）障がい者世帯において、申込者または同居しようとする親族が次の①～④のいずれかに該当する方

- ① 1～4 級の身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ② 戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで、または同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの）の交付を受けている方

- ③ １級から３級の精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けている方
- ④ ((A))、A、B又はCのみどりの手帳の交付を受けている知的障がい者の方
- (エ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号）に規定する配偶者からの暴力の被害者で、次の①～②のいずれかに該当する方
- ① 婦人相談センターで保護が終了、もしくは母子生活支援施設で入居が終了した日から５年を経過していない方
- ② 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から５年を経過していない方
- (オ) 生活保護の受給者で、保護の実施期間の推薦を受けた方
- (カ) 被爆者健康手帳の交付を受けている方
- (キ) 新たに海外から引き揚げた方で、県知事の指定を受けた方
- (ク) ハンセン病療養所入所者に対する補助金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等

9.入居資格審査に必要な書類（書類の審査は、当選者のみです。）

(１) 個人番号を利用した審査を希望する方（市内在住に限ります。）

	必要書類名	対象者	発行場所
1	住宅実態表	入居予定者全員	申込者本人
2	個人番号届出書	入居予定者全員	申込者本人

(２) 個人番号を利用しないまたは市外在住で市内勤務の方

	必要書類名	対象者	発行場所
1	住民票（全部記載） （マイナンバーを除く）	入居予定者全員（３ヵ月以内のもの）	総合窓口課
2	市県民税所得・課税証明書	令和６年に所得のあった入居予定者	課税課
3	市県民税非課税証明書	令和６年に所得のなかった入居予定者	課税課
4	市税が未納でない旨の証明書	納税義務者	収納管理課
5	生活実態表	入居予定者全員	申込者本人

(３) 該当する方のみ提出する書類

対象者		必要書類
単身の入居予定者		自活状況申立書
該当する方	障がい等のある方	身体障がい者手帳等の写し
	戦傷病者	戦傷病者手帳の写し
	ハンセン病療養所入所者	ハンセン病療養所入所者証の写し
	原子爆弾被害者	原子爆弾被爆者健康手帳の写し
	生活保護受給者	生活保護受給証の写し

同居する方		
該当する方	障がい等のある方	身体障がい者手帳等の写し
	戦傷病患者	戦傷病患者手帳の写し
	ハンセン病療養所入所者	ハンセン病療養所入所者証の写し
	原子爆弾被害者	原子爆弾被爆者健康手帳の写し
	生活保護受給者	生活保護受給証の写し
婚約者と同居する方		婚約証明書（任意様式）
令和５年１月２日以降に退職し、現在無職の方		退職証明書等
令和６年１月２日以降に現在の職に就いた方		給料支払証明書
母子・父子・寡婦・ひとり親・内縁関係で申込む方		戸籍謄本
市外居住者で市内に勤務している方		在職証明書
遠隔地扶養親族に該当する方		保険証の写し
日本国籍のない方		外国人登録証明書の写し